

(別添)

機器、装置又は設備	基準	補助率																																														
高効率業務用エアコンディショナー	<p>省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成21年経済産業省告示第213号)に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示3(3)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="401 596 1415 2050"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">基準 エネルギー 消費効率</th> </tr> <tr> <th>形態及び 機能</th> <th>室内機 の種類</th> <th>冷房能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">複数組合せ 形のもの及 び下記以外 のもの</td> <td rowspan="4">四方向カセット 形</td> <td>3.6キロワット未満</td> <td>E=6.0</td> </tr> <tr> <td>3.6キロワット以上10.0キロワット未満</td> <td>$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td> <td>$E=6.0-0.12 \times (A-10)$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>$E=5.1-0.060 \times (A-20)$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四方向カセット 形以外</td> <td>3.6キロワット未満</td> <td>E=5.1</td> </tr> <tr> <td>3.6キロワット以上10.0キロワット未満</td> <td>$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td> <td>$E=5.1-0.10 \times (A-10)$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>$E=4.3-0.050 \times (A-20)$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">マルチタイプ のもので室 内機の運 転を個別 制御する もの</td> <td>10.0キロワット未満</td> <td>E=5.7</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td> <td>$E=5.7-0.11 \times (A-10)$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上40.0キロワット未満</td> <td>$E=5.7-0.065 \times (A-20)$</td> </tr> <tr> <td>40.0キロワット以上50.4キロワット以下</td> <td>$E=4.8-0.040 \times (A-40)$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">室内機が床 置きでダ クト接 続形のも の及びこ れに類 するもの</td> <td rowspan="2">直吹き形</td> <td>20.0キロワット未満</td> <td>E=4.9</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>E=4.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダクト形</td> <td>20.0キロワット未満</td> <td>E=4.7</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>E=4.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。 3 E及びAは次の数値を表すものとする。 E: 基準エネルギー消費効率 (単位 通年エネルギー消費効率) A: 冷房能力(単位キロワット)</p>	区分			基準 エネルギー 消費効率	形態及び 機能	室内機 の種類	冷房能力	複数組合せ 形のもの及 び下記以外 のもの	四方向カセット 形	3.6キロワット未満	E=6.0	3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$	四方向カセット 形以外	3.6キロワット未満	E=5.1	3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$	マルチタイプ のもので室 内機の運 転を個別 制御する もの	10.0キロワット未満	E=5.7	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	20.0キロワット以上40.0キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	40.0キロワット以上50.4キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	室内機が床 置きでダ クト接 続形のも の及びこ れに類 するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	E=4.9	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.9	ダクト形	20.0キロワット未満	E=4.7	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.7	2項三十八号
区分			基準 エネルギー 消費効率																																													
形態及び 機能	室内機 の種類	冷房能力																																														
複数組合せ 形のもの及 び下記以外 のもの	四方向カセット 形	3.6キロワット未満	E=6.0																																													
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$																																													
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$																																													
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$																																													
	四方向カセット 形以外	3.6キロワット未満	E=5.1																																													
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$																																													
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$																																													
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$																																													
マルチタイプ のもので室 内機の運 転を個別 制御する もの	10.0キロワット未満	E=5.7																																														
	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$																																														
	20.0キロワット以上40.0キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$																																														
	40.0キロワット以上50.4キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$																																														
室内機が床 置きでダ クト接 続形のも の及びこ れに類 するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	E=4.9																																													
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.9																																													
	ダクト形	20.0キロワット未満	E=4.7																																													
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.7																																													
氷蓄熱式空気調和機	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1の室外機につき、2以上の室内機(室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。)及び氷蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.3以上のものに限る	2項四十一号																																														

高効率ガスエンジンヒートポンプ	<p>室外機にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、日本工業規格B8627(2015)に掲げる計算式に基づいて効率が算出された機器については、効率が以下の値であるものに限る。</p> <p>(日本工業規格に適合する機種のうち寒冷地仕様以外) 相当馬力数が≤ 16HP未満 期間成績係数(APFp) 1.53以上 相当馬力数が≤ 16 HP以上20HP未満 期間成績係数(APFp) 1.70以上 相当馬力数20HP以上 期間成績係数(APFp) 1.85以上</p> <p>(日本工業規格に適合する機種のうち寒冷地仕様) 期間成績係数(APFp) 1.44以上</p> <p>(日本工業規格に適合しない機種のうち寒冷地仕様以外) 相当馬力数が≤ 10HP未満 一次エネルギー換算成績係数(COPp) 1.16以上 相当馬力数が≤ 10HP以上: 一次エネルギー換算成績係数(COPp) 1.33以上</p> <p>(日本工業規格に適合しない機種のうち寒冷地仕様) 一次エネルギー換算成績係数(COPp)が≥ 1.36以上</p> <p>日本工業規格に適合しない機種にあつては、次に掲げる計算式に基づいて、一次エネルギー換算係数(COPp)を算出する。</p> <p>【内部消費型(※)】(※)発電機能を有し、発電した電力をガスヒートポンプ室外機の内部のみで消費するもの。 $COPp = (Ccr + Chr) / 2$ $Ccr = \Phi_{cr} / (Gcr + Pcr / (3600 / 9760))$, $Chr = \Phi_{hr} / (Ghr + Phr / (3600 / 9760))$ Ccr: 冷房成績係数 Chr: 暖房成績係数 Φ_{cr}: 定格冷房標準能力(kW) Φ_{hr}: 定格暖房標準能力(kW) Gcr: 定格冷房標準ガス消費量(kW) Ghr: 定格暖房標準ガス消費量(kW) Pcr: 室外機の定格冷房標準消費電力(kW) Phr: 室外機の定格暖房標準消費電力(kW) ※COPpは、小数点3桁目を切捨て、小数点2桁目までを表示する。</p> <p>【外部供給形(※2)】(※2)発電機能を有し、発電した電力を系統(外部)に出力するもの。 $COPp = (Ccr + Chr) / 2$ $Ccr = \Phi_{cr} / (Gcr + Pcr / (3600 / 9760))$, $Chr = \Phi_{hr} / (Ghr + Phr / (3600 / 9760))$ Ccr: 冷房成績係数 Chr: 暖房成績係数 Φ_{cr}: 定格冷房標準能力(kW) Φ_{hr}: 定格暖房標準能力(kW) Gcr: 定格冷房標準ガス消費量(kW) Ghr: 定格暖房標準ガス消費量(kW) Pcr: 室外機の定格冷房標準消費電力<非発電時>(kW)から定格冷房標準消費電力(kW)を差し引いた値(kW) Phr: 室外機の定格暖房標準消費電力<非発電時>(kW)から定格暖房標準消費電力(kW)を差し引いた値(kW) ※COPpは、小数点3桁目を切捨て、小数点2桁目までを表示する。</p> <p>(備考)一次エネルギー換算成績係数(COPp)の算出における注意 JRA4067:2015またはJISB8627:2006に準拠。ただし、電源の周波数は、50Hzとする。</p>	2項三十七号
-----------------	--	--------

2. 室外機にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、日本工業規格B8627-1(2006)に掲げる計算式に基づいて効率が算出された機器については、効率が以下の値であるものに限る。

(日本工業規格に適合する機種)

期間成績係数(APF)が ≥ 2.24 以上

(日本工業規格に適合しない機種)

一次エネルギー換算成績係数(COP)が ≥ 1.36 以上

日本工業規格に適合しない機種にあつては、次に掲げる計算式に基づいて、一次エネルギー換算係数(COP)を算出する。

【内部消費型(※)】(※)発電機能を有し、発電した電力をガスヒートポンプ室外機の内部のみで消費するもの。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP: 一次エネルギー換算成績係数

C_c: 冷房能力(単位 kW)

E_{gc}: 冷房ガス消費量(単位 kW)

E_{ec}: 室外機の冷房消費電力(単位 kW)を1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位 kW)

C_h: 暖房標準能力(単位 kW)

E_{gh}: 暖房標準ガス消費量(単位 kW)

E_{eh}: 室外機の暖房標準消費電力(単位 kW)を1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位 kW)

【外部供給形(※2)】(※2)発電機能を有し、発電した電力を系統(外部)に出力するもの。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP: 一次エネルギー換算成績係数

C_c: 冷房能力(単位 kW)

E_{gc}: 冷房ガス消費量(単位 kW)

E_{ec}: 室外機の定格冷房消費電力<非発電時>(単位 kW)から定格冷房発電量(単位 kW)を差し引いた値を、1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位 kW)。

C_h: 暖房標準能力(単位 kW)

E_{gh}: 暖房標準ガス消費量(単位 kW)

E_{eh}: 室外機の定格暖房標準消費電力<非発電時>(単位 kW)から定格暖房標準発電量(単位 kW)を差し引いた値を、1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位 kW)